

日本における聖諭宣講の受容

阿部泰記

一 はじめに

日本における聖諭宣講は、明太祖『六諭』を講説した清范鉉『六諭衍義』を翻訳することから始まった。『六諭衍義』は庶民を教化するために白話文を使用しており、また因果応報説話を「案証」と称して挿入しており、後に聖諭宣講の手本となったテキストである。この書は琉球国の程順則（一九六三―一七三五）が中国の福州において復刻して持ち帰り、日本の享保六年（一七二一）に島津吉貴が將軍徳川吉宗に献上したが、日本では大部分の人々が白話文を理解しなかったため、まず荻生徂徠（一六六六―一七二八）によって訓点が施されて翻刻され、翌年、室鳩巢（一六五八―一七三四）によって『六諭衍義大意』として翻訳されてから、初めて日本全国に流通するようになった。当時、為政者はこの書を重視したため、各地で翻刻が行われて庶民教育に用いられたが、日本の社会環境に適合させるため、日本の案証を添えることとなった。たとえば京都の勝田知卿『官許校正増加六諭衍義大意』（一八四四）には『太平記』等、

本朝の案証を収録しており、播磨の国では近藤亀蔵の灌漑事業のことを収録している。現在でも、沖縄県の人々は程順則の偉業を尊重してなお宣講活動を実行しており、久米崇聖会が出版した『現代版六諭衍義大意』には漫画を掲載して、子供が礼節を遵守するよう奨励している。『六諭衍義』は中国では逸失しているが、『六諭集解』など同類の宣講書が編纂されており、近代では『宣講集要』などの説唱形式の宣講書が出現している。日本では説唱形式はなじまず、日本語で表現し、日本人の故事を掲載するところに、地域の人々が親しみを感じて理解できるものを選定することが必要であったと思われるのである。

二 『六諭衍義』

明太祖の『六諭』を講釈した『六諭衍義』一卷は古会稽（蠡城）の范鉉によって著された。出版年は明らかではないが、中国では逸失しており、中山（琉球国）大夫の程順則（号は雪堂）によって復

刻された後、日本に流伝した。原本は康熙甲子二十三年（一六八四）に程順則が広陵の竺天植の机上で発見したものであり、康熙戊子四十七年（一七〇八）に復刻を終えた。竺天植が瓊河（福州）で撰した序文には復刊の由来を説明している。

余輿坐瓊江幾四十載，今且皤然一叟矣。中山從遊諸子，雖多雋拔士，獨程子雪堂為尤異。……余知其為有用之器也，倍刮目之。憶甲子（一六八四）春，余案上有『六論衍義』一書，程子繙閱再三，……思欲刊佈國中，以美其風俗，以正其音語。……適丙戌冬，程子以大夫入貢，泊戊子夏，已竣厥事，將捧靈書言旋，乃悉依舊本，捐貲付梓，屬余其所由来。……豈康熙四十七年初夏，廣陵七十一叟竺天植鏡筠氏書於瓊河古驛。（余が瓊江に輿坐して幾ど四十載、今は白髮の老人である。中山から從遊した諸子は、雋拔の士が多かったが、程雪堂だけはとりわけ異才であった。……余は彼が有用の器だと知り、人一倍に注目した。憶えば甲子年（一六八四）の春、余の机上に『六論衍義』一書があり、程子は繙閱すること再三、……国内で刊行し、風俗を美化し、語音を正そうと考えた。……ちょうど丙戌年（一七〇八）の冬、程子は大夫の身分で入貢し、戊子の夏に至って、已に竣工したので、靈書を持って帰り、すべて旧本に基づいて、資金を出して刊行し、余に縁起を依頼した。……時に康熙四十七年の初夏、広陵の七十一歳の老人竺天植鏡筠氏、瓊河の古驛に書す。）

『六論衍義』の特徴は『六論』を講解した後にさらに『律例』と、風教に関連する故事を講解するところにある。范鉉の自序には、

憶余自成童居里時，亦得隨宗族長者厠於宣講之列。今則雖傳『六論』為首務，講者少而不講者多。……雖然『六論』之講，木鐸之設，皆當事者之任，非余所可言者，余恐窮鄉僻壤，長幼男婦，竟不知有此等紀綱法度。余因是急思編刻『六論衍義』，各附『律例』於左。……其中詞簡而意實深，言近而義甚遠。旁引曲喻，援古証今，所關於風教者，豈淺鮮哉。……蠡城范鉉題於樂我園之自澹軒。（憶うに余は童生になって里にいた時から、また宗族の長者に従って宣講の列に陪席しなければならなかった。今は『六論』を伝えることを首務としているが、講じる者は少なく講じない者が多い。……『六論』の宣講、木鐸の設置は、皆当事者の任務で、余の言うべきことではないが、余は窮郷・僻壤の長幼・男婦が、竟にこうした紀綱・法度を知ることがないことを恐れる。余はこれによって急いで『六論衍義』の編刻を思い立ち、各条に『律例』を付記した。……その詞は簡易だが意は深長で、言は卑近だが義は深遠である。あまねく曲喻を引き、古今の事例を引いており、風教に関わることを、浅からぬものがある。……蠡城の范鉉、樂我園の自澹軒に題す。）

たとえば第一条「孝順父母」では、『二十四孝』の中の黄香と王

祥の孝行に善報があり、無名氏の不孝に悪報があるという故事を引いている。范鉉は、『律例』は王法で、善悪応報故事は天報であると説明して、次のように言う。

『聖諭』第一條曰、「孝順父母」。怎麼是孝順父母。人在世間，無論貴賤賢愚，那一箇不是父母生成的。……試想父母十月懷胎，三年乳哺，受了多少艱難，担了多少驚怕。……不孝順父母的『律例』多端，不能盡述。今擇數條，請祈細看。「一、子孫違犯祖父母、父母教令及奉養有缺者，杖一百。……」以上『律例』這等森嚴，若有不孝順的，還怕不怕，省不省。假使逃得這「王法」，也決逃不得「天報」。我且講幾箇古人聽着。古時有箇黃香，九歲失母，思慕哀切，獨事其父。……後官至尚書。又有箇王祥，是洛陽人。父名王融，娶薛氏，生王祥。後薛氏死，再娶朱氏。……後母因己子長成，妬忌前子，嘗以毒藥置酒中令祥吃。……其母感悔，一家孝友。後祥官至太保，九代公卿。……這俱是能孝順的，各有善報。有箇陳興，是順義人。……生一子，極憐愛之。母老病，終日要母抱孫。一日抱孫，誤墜地傷額。陳興以母故跌其孫，大怒辱罵。……一旦妻死，子絕，家敗，忽發狂，自嚼十指，呼號痛楚而死，屍臭莫收。（『聖諭』第一條に「孝順父母」というが、「孝順父母」とはどういうことか。人は世にあれば、貴賤・賢愚を問わず、父母から生まれなかつた者はいない。……試みに父母が十ヶ月懐胎し、三年間授乳することを想うと、どれだけの艱

難を受け、どれだけの恐怖を抱いたであろう。……父母に不孝な者への『律例』は多く、述べ尽くすことはできないが、いま数か条を選んで聴いていただこう。「一、子孫で祖父母・父母の教令に違犯する、及び奉養に缺ある者は、杖一百。……」以上、『律例』はこのように森嚴であり、不孝な者は恐れないことがあろうか、反省しないことがあろうか。仮にこの「王法」を逃れ得たとしても、決して「天報」は逃れ得ない。私は幾つか古人の話をするので聴きなさい。昔、黄香という人がいて、九歳で母を失い、思慕は哀切で、独身で父の世話をした。……後に官位は尚書に至った。また王祥という人は、洛陽の人で、父は名を王融といい、薛氏を娶り、王祥を生んだ。後に薛氏が死に、朱氏と再婚した。……継母は己の子が成長すると、前妻の子を嫉妬して、かつて毒薬を酒に仕込んで王祥に飲ませた。……継母は悔悟して、一家は和氣藹々となり、後に王祥は官位が太保に至り、一家は九代公卿が続いた。……これはみな孝順な者に善報があるという話である。陳興という者は、順義の人であった。……一子が生まれると、極めて可愛がり、母が老いて病になったが、終日母に孫を抱かせた。ある日孫を抱いて、誤って地面に墜として額を傷つけた。陳興は母が孫を跌かせたので、大いに怒って罵った。……ある日妻が死ぬと、子は絶え、家は落ちぶれて、忽ち発狂し、自ら十本の指を咬んで、苦痛を呼んで死に、死体は腐敗しても回収されなかつた。）

最後は勸善の詩歌を朗誦して締めくくる。たとえば「孝順父母」は以下の詩歌を朗誦する。

我勸世人孝父母，父母之恩爾知否。懷胎十月苦難言，乳哺三年未釋手。每逢疾病更關心，教讀成人求配偶。豈徒生我愛劬勞，終身為我忙奔走。子欲養時親不在，欲報罔極空回首。莫教風木淚沾襟，我勸世人孝父母。（私は人に孝行を勧める。父母の恩を知るや否。懷妊十月を苦しんで、授乳に三年かかりきり。病気をすればまた悩み、大きくなれば嫁さがす。生みの苦しみだけでなく、一生子のため奔走す。養い時に親おらず、恩返ししなくともできもせず。涙で襟を濡らさぬよう、親のいるうち孝行せよ。）

三 『六諭衍義大意』

『六諭衍義』の原刻本は中国では逸失したが、琉球国の程順則が福建で復刻して持ち帰り、琉球国を経て日本に伝わった。程順則の復刻本は現存し、巻首には康熙帝の『上諭十六條』（康熙九年、一六七〇）および浙江巡撫陳秉直の『郷約直解抄』を掲載している。後者は『郷約全書』を抄録したもので、巻首には朱印があり、版心には「聖諭」「雪堂輯」と刻している。この復刻本は島津家を經由して將軍家に献上され、八代將軍徳川吉宗（一六八四—一七五二）

が当時「象胥」（漢語に堪能）と認められていた学者荻生徂徠（物茂卿）（一六六六—一七二八）に命じて原文の訓読を命じ、享保六年（一七二二）に江戸の書林から出版された。徂徠の序文にはその経緯を述べている。

是歲冬，有司奉教梓行『六諭衍義』，廼以茂卿旁爛象胥之學也，政府行本府，特召俾譯進，又俾作敘，敘其由。……漢唐以還，以及明清，孝悌力田，木鐸老人之設，導愚化蚩，敦倫睦俗，誠為百王率由之常典也。其書蓋放古諸誥之遺意，以俚言之，不假丹矚，無事修辭，務卑之而勿甚高論，施諸農畷紅女屠酤之徒。關如耳提而面命之，愜於聽，沃於心，順乎莫有夭闕雍閔之患。務邇事情，厭而厭之。委曲開說，弗喻弗措，假使囂頑至蠢，聽之人聽之，亦必能帖服其心志，不敢為惡。可謂閭里之善教者也。……斯乃琉球國所致，藏諸天祿，石渠之上，無復兼本流落人間者。或聞其名，希一觀，未有獲之。故有司特奉行其事焉。……享保六年辛醜十月十一日甲斐國臣物茂卿拜手稽首奉教敬撰。（この年の冬、有司が詔を奉じて『六諭衍義』を刊行することになり、茂卿が象胥の学に通曉していることから、政府が本府に通達し、特に召喚して翻訳させるとともに、序文を作成させて、その由来を述べさせた。……漢唐以来、明清に及ぶまで、孝悌を遵守し耕作に努めており、木鐸老人の設置は、愚民を教化し、倫理を重視し世俗を和睦するため、誠に百王が遵守する常典である。

本書は古の諸誥の遺意に倣い、俚言を用いており、裝飾を借りず、修辭する事もなく、努めて易しく高論を避け、諸の農畷紅女屠酷の徒に施している。たとえば懇切丁寧に教導すれば、聴かない、心を豊かにし、したがって阻害される患いが無いのである。務めて事を明らかにして、飽きるほど聴かせる。委曲を尽くして説いて、わかるまでやめない。たとえ囂頑で至って蠢蠢の者が聴いても、必ずその心志を納得させ、あえて悪事を行わない。閩里の善く教える者と言えよう。……本書は琉球国からもたらされたもので、天祿、石渠に蔵される珍本であつて、同一の書物で世間に流伝するものはない。その名を聞いて、一觀をのぞんだ者があつたが、いまだ手に入れていない。故に有司が特に奉じて刊行させたのである。……享保六年辛丑十月十一日、甲斐国臣、物茂卿、拜手稽首し、教を奉じて敬撰す。

訓読を付記した『六論衍義』は、漢字に訓点・送り仮名を付加するほかに、漢字に振り仮名を付加して、日本語の読み方を表示している。ただ日本の庶民は漢語がわからないので、將軍は儒者の室鳩巢（諱は直清、一六五八—一七三四）にその大意を翻訳させた。だが日本の法律は中国とは異なっていることと、古人の事蹟はさほど緊要ではないということから、それらは室鳩巢によって削除された。享保七年の室氏の序文には次のように説明している。

然るにいやしき編戸の民、もとより漢土の文字をさへ見習はねば、此書を読み、其意を知ることかたかるべし。是によりて重て愚臣に仰て、其大略をとりて和語をもて是をやはらげしむ。本書毎篇の末に律例をつけ、又古人の事蹟を載たり。其律例は我邦の法に異同ありて、用捨なくしては行ひがたし。其事跡はいにしへの物語にして、さして緊要にもあらず。されば此二つの物は、並に本書にゆづりて、爰に除きたるなり。

『六論衍義大意』はまず京都・江戸・大阪等の大都市で刊刻され、その後全国に普及した。後に『六論衍義大意抄』（安政二年、一八五五）の「六論衍義大意抄ゆゑよし」には將軍が本書の普及に努めたことについて、次のように説明している。

京、江戸、大阪の町には勿論、諸国共に一統拜読なすよし御触流し等も是ありなるも、思召の厚き、御仁恵によりて、又手習素読指南の寺子屋の者には右の書を精々教誡致すべきよし、別段作渡されもこれ有りし由、右官刻二板、御出来にて、一板は京都書林、一板は江戸書林に給り、京都にては西の国々迄洩さず、江戸にては東の国々へ洩ざる様、ひろめよとん、江戸町御奉行大岡越前守様を以て仰渡有しとぞ。是によりて貴となく賤となく、嫁入聲いり養子等につかはせる男女、又は手跡のため其師家へ出せる小兒等々には其父母たるもの、必らず一

本を持参致させ、また市中に肆店（せいでん）を持てる者は猶更、すべて大小の差別なく、其主人たる者かならず此書を以て手代小斯（こもの）を教誡（けい）なしたるよし、かく四海の内、辺鄙（へんび）遠境（えんきょう）迄も至らざるところなく、普く流布せし程に、億兆の人民、其徳沢に感戴（かたい）して、此書を拜読せざる者なく、おのづから天下の風俗、淳樸（じゆんぱく）にして、忠臣義士節婦も、屋並（やなみ）に出しよし、まことに御慈恵（おんじえ）の広大なる事、なかなか拙き筆もて記し得べきに非ず。

もともと『六諭衍義大意』（一七二二）は『六諭衍義』の大意を翻訳したものであり、たとえば「孝順父母」の冒頭では、原書は、人は本性に孝順の良心がないのではなく、毀損すること久しく覚醒させる者がいからであると述べるが、翻譯ではこれを削除して、父母の養育の恩を忘れるべきではないとだけ簡潔に改めている。

凡世間にある人、貴となく賤となく、父母のうまざる人やある。されば父母は我身の出来し本なれば、本をば忘るまじき事なり。況や養育の恩、山よりもたかく、海よりもふかし。いかがして忘るべき。今孝心にもとづかんとならば、父母の恩をよくよくおもふべし。先十月の間、懐胎（わたい）にありしより、母をくるしむ。さて生れ出て、幼稚（わいし）ほどは、父母ともに昼夜艱難辛苦をいはず、常にあらし風をもいとひて抱そだて、少も病有て煩はしければ、神に祈り、医をもとめ、我身もかはり度ほどに思ひ、ただ子の

息災にして、成長するを待より外は、何の願かある。

『六諭衍義大意』は明治時代まで伝わり、江州（滋賀）版³、奥州（宮城）版⁴などが作成された。奥州版は菊池寅吉が銀婚式を記念して再出版したものであり、その「六諭衍義大意施本再刻の旨意」（明治四十五年、一九二二）には、なき父が、子供に忠孝の精神を植え付けるための教材だと位置づけていたと述べる。

こたび、かたばかりの、銀婚の式の記念にとて、なにかな根本反始の道にかなへるものもてせんと、思ひわづらふこと侍りに、母なる人の、さらば、その上、なき父が婆心もて村里の童子共に忠孝のをしへ草ともなれかしとて世に施しし『六諭衍義大意』のなかほどよりうち絶えたることの口惜しければ、これを更に梓に上せて、祝の意を表さば、やがて先人の志にもかなへまつらむと云ふに、やつがれいたくうちよろこび、直ちに再刻することとはなしぬ。

なお「菊池の父の某」は、「みちのおく刈田郡白石の農夫」であり、その跋文（安政三年）には、『六諭衍義大意』を頒布したことを述べ、さらに同志の協力によつて普及するよう期待している。

やつがれ天保のはじめ頃よりおもひおこして、室鳩巢翁があら

はしし『六論衍義大意』を梓にのぼせ、普く世に施して、童子等に忠孝の道を教へんとする事、既に七年におよぶぬ。しかれども封内の広大なる、やつがれの力の及びがたきをいかにせむ。故にこたびまづ刈田郡初てなん、一むらに十巻づつ施し、また他の郷村の人々にも速におくり申すべくおきて侍り。あはれ四方の諸君、やつがれが志をたすけて封内に満ちたらはんほどに施させたまへかし

四 続本

(1) 『六論衍義小意』

『六論衍義大意』には続本が出て、児童や村民が内容を理解できるように、表現を極力やさしくしている。その中の『六論衍義小意』(一七三二)⁵は、三近子(中村平吾、一六七一一七四二)が編纂した書であり、編者の序には、

児女の幼^{いとけなき}まで『大意』のたふとさを曉^{さと}さしめ、且^{かつ}は『大意』の附録とも心ざして、此書を『小意』と題せり。汝三近子は何人ぞや。曰く、『六論衍義』の大意を小子に触まはる抱関撃析の者と答^{こたふ}。

その翻訳は原文の一字一句にこだわらず、融通無碍に講じている。

たとえば「孝順父母」では次のように述べる。

一、孝は能父母につかふまつる総名。順は父母の氣に悖^{さかたは}逆^{さか}ざるを云^{いふ}。…：孝行に指南はなし。固^{もと}より自然の道理による事にして、目の用は見^{みる}、口の用は言^{いふ}といへるごとく、…：いと無造作なる道なり。

一、人皆今日^{わかし}壯若^{わかし}といへども、日ならずして親にもなりて必ず思^{あはす}ひ合^{あはす}すべし。木^{しずか}静^{しずか}ならんことを欲^ほすれども風やまず、子^{やしなほ}養^{やしなほ}んと欲^ほすれども親^{いま}在^{いま}さず。

一、いかなる悪人ともいへ、親となりて子を不便と思ふ念は、本心の誠にして、我子も我とひとしき悪人になれかしとねがふ親は、盜賊の中^{なか}ケ間^まにも有^あまじ。

(2) 『教訓道しるべ』

七十年後の寛政三年(一七九二)、広島藩では『教訓道しるべ』が編纂された。その封面には次のように編纂の意図を説明している。

世に教訓の書おほく、俚俗窮民の為に、其言質実に、其文卑近に書^かけ、普く行はるる所すくなからねば、今更事を添^そべつべうもなし。しかはあれど、その国の方言、その里のいひならはせあれば、なを手近くさとし、おしへなば、いやしき編戸の民、文意語切にまどはず、道にもとづく事の安からんかと、鄙文の

拙きをいはず、かい集め、教訓みちしるべと名づく。

たとえば「孝順父母」では、まず要約を、「是は人の子たる者、孝行を専とし、何事も親にそむかざるべき教を諭せり」と述べて、その後、「すべて人間たるもの、上つがたより末々にいたるまで、父母のうみたまはぬはなし」と、講説を始める。この講説には方言や言い習わしなどは見いだせないが、『六諭衍義大意』の、「凡世間にある人、貴となく賤となく、父母のうまざる人やある」という漢語を使用した表現と比較すると、より「手近くさとし」た表現になっていることは疑いない。⁷

文化元年（一八〇四）、『教訓道しるべ』は武州（武蔵国）に流伝した。武州久喜藩代官の早川正紀はそれを『六教解』と改称した。その跋に次のようにいう。

此書は、われ、さきに山陽にありし時、安芸のものしりののかかれし文なりとてつたはりこしを、……まことにたふとき書なれば、こたび梓に多りて、『六教解』と名づけて、わがおさむる村々へわかちあたへて、日待月待ちなどの神わざのつどひ、其外田作るひまひまに、あるはよみ、あるはききて、ならはしよくなれとねがふことになん。

『教訓道しるべ』は明治時代まで伝承された。ただ学問を重視す

る近代社会に適應するため、「孝」の概念が改められた。東京友善社本⁹の吳文聰（二八五二—一九一八）の緒言には、

人の学問するも少々づつ知識を拡むれば、他年の後、賢き有用の人となるべし。幼稚の人、必ず怠りたまふな。

と教訓をたれ、正文には、

七八歳にも至れば、最早学校に入りて稽古をする時となれば、先生を父母と思ひ、其習ふ所の学課を覚へ、能々出精すべし。総て両親は其子の善き事を見聞て楽しむものなれば、能々出精して其心を悦ばしむるを孝行とす。

『教訓道しるべ』は、さらに大正時代に伝承した。大正八年（一九一九）、大阪市の大井伊助は広島県の丹下まつ子が藏するテキストを刊行した。¹⁰大井の跋文には出版の経緯を次のように説明している。

余之を警視村尾静明氏より得。氏は之を丹下まつ子^{とじ}刀自^{とじ}より伝へられたり。刀自は広島県御調郡坂井原村の人、貞順の性を以て勤儉の徳を積み、慈善に教育に公益を計りしこと^{しばしば}数なるを以て嘗て緑綬褒章をうく。而してまた道德の旨に通じ儒仏の教

を信じ、更に各地を巡歴して講話をなすを好む。刀自又古の宝訓良書を暗誦す。この書亦其一なり。余既に刀自の人となりを感じ、また此書の世の益あるを思ひ、ここに之を印行して世の子女に頒つこととせり。

(3) 『官許首書絵入六論衍義大意』

『六論衍義大意』の版本と抄本は非常に多い。その中で特色のある版本は、天保十五年（一八四四）に京都の勝田知郷が増訂・男知直・孫知之校『官許首書絵入六論衍義大意』三卷である。天保十三年の自序には、『六論衍義大意』が発刊されて百年が経過し、刻本がすでに少なくなつたため復刻したと言う。原書の古人の事跡は日本語で上巻の欄外に収録し、数人の賢者の故事を中下巻に収録している。そのうち新しい賢者の故事は、自身が最近見た「双紙」（故事集）から転載したものであり、中巻（附録上巻）には『太平記』卷三十五「青砥藤綱」、『近世畸人伝』卷二「僧鉄眼」、下巻（附録下巻）には『続近世畸人伝』卷一「佐川田昌俊」、「仏佐吉」、「馬郎孫兵衛」、室鳩巢『駿台雑話』（一七三三）「白拍子静」（「烈女無種」）、卷下には「乞食八兵衛」（「兩個乞児」）を収録する。そして「醉茶翁」「農夫庄助」の二つの故事は勝田が伝聞を書き記したものである。これら九人の故事はみな勝田が日ごろ孫の知直に語り聞かせていたものであった。附録の目次の後には知直の説明を付記している。

以上九人の事蹟は、祖父の常に語り聞せたまふを、父の記しおかれしなり。従来世に行わるる『畸人伝』を始め、諸書に出たれど、是にいささかの説をなし、『駿台雑話』或は熊澤・白石先生を始とし、諸名家の論を附しぬ。「醉茶翁」「農夫庄助」の小伝は祖父の人伝に聞、又は其国にて記したる書を抄出なしおかれしを、此書を附録となしぬ。もし此書を読んで善にすすみ、悪を除くの小補ともならば、祖父の幸甚、何事の是にしかと。孫勝田知之謹誌

たとえば「青砥藤綱」は北条時頼の治世の時（一二四六—一二五六）、「左衛門」に任命されたが、彼は昇進後も依然として衣食は簡素であった。ある時、彼は北条氏の徳宗領で「地下公文」と「相摸守」の紛争に遭つて、「公文」の言い分に道理があつたので、北条氏の権力を畏れず、「相摸守」を説得した。「公文」は恩に感じて彼に三百貫の銭を贈つたが、彼はそれを送り返して、自分は道理を説いたのであつて、「公文」に味方したわけではなく、「相摸守」の名譽を守つたのであり、恩を感じるのには「相摸守」の方であると答えた。またある時、彼は夜「滑川」の川辺を歩いて、不注意にも十文の銭を川の中に落とした。普通の人間であれば気にかけないのであるが、彼は特に気がかりになり、急いで人を附近の「町屋」に遣わし、銭五十文を使って十本の松明を購入して、ついに十文の銭を探し出した。ある人が彼の行爲を「小利大損」と嘲笑すると、彼は、もし

あの十文の銭を拾わなければ、あの銭は永遠に川底にあつて使用えない。使つた五十文の銭は商家に入つて失われることはないと言へた。またある時、「相摸守」が「鶴岡八幡宮」の夢を見て青砥を「近国大莊八所」に推薦したが、青砥はそれを知つて、夢は幻影であつて信じてはならないといつて赴任を辞退した。この故事の後に、勝田知郷はさらに「按察使」「周防守」の例を挙げて、「其心公にして私なし。誠にありがたき明智といふべし。是らの説、藤綱の言行に同じといふべし」と述べている。

弘化乙巳（一八四五）年、佐藤一齋（名は坦、一七七一—一八五九）の跋文には、これら増加した附録が教化に有益であると評価している。

今人勝田知卿遙寄斯編、謁余跋。乃通覽之、『六諭衍義大意』増加附録二卷、係以図。抑余父母国為濃之巖邑、往年城主刻『六諭大意』頒布封内、因命郷之父老、毎月吉会、村民読而諭之。且令曰、直使各村蒙師別写臨本以授童蒙。……行之三年、……背誦之歌謡然。今斯編加以附録、則知其裨益郷俗、尤為不尠矣。余特拏其所試有実効為証云。弘化乙巳十月下澣 江都一齋佐藤坦跋。（今人勝田知卿が遠方よりこの書を送つて、余に跋を依頼した。そこで通覧すると、『六諭衍義大意』に附録二卷を増加し、図を添えている。そもそも余の父母の国は濃州の巖邑であり、往年城主が『六諭衍義大意』を刻して領内に頒布し、郷

の父老に命じて、毎月の吉会に、村民に読んで諭させ、かつ各村の蒙師に別に臨本を写して童蒙に授けさせよと命を下していた。……それを三年行うと、……歌謡のように暗誦するようになった。今この書は附録を加えており、郷の風俗に裨益すること、とりわけ少なからぬものがあること明らかである。余は特に試みに実効があつたことを証とした。弘化二年十月下旬 江戸佐藤一齋坦跋。）

勝田本には播磨国小野藩新編の版本があり、下巻「農夫庄助」故事の後に、林燿撰「鶴亀池碑記」（天保十四年六月）碑帖（漢文）を掲載し、その後に、加東郡市場村の村長近藤亀蔵の偉大な灌漑事業と平常の儉約生活について改めて次のような説明を加え、模範的な人物として称賛している。【図一】

是播州市場の人近藤亀蔵の建る所なり。……亀蔵、名は知栄。……市場村に許多の公田ありけるが、その地水に乏しくして、一たび旱年に遭ば、手を束ねて苗の橋るを待の外、更に術なかりしに、亀蔵はなほだこれをうれひ、如何にもして溉灌の利を起さんと日夜工夫を廻せしに、たまたま隣郷山田村のいと高き所に自然に凹みて池の形を成せるものあるを看出し、……二つの大沼を鑿しに、果して清泉を得たり。……又亀蔵平常儉素の道を忘れず、其身をはじめ全家すべて綿衣の外は着ず。

……其家又藏書画多し。……その中に後戒こうがいのためにとて珍藏せしもの二幅あり。……家人にいへらく、汝等なんぢら、祖先の艱難をなにとかおもへる。妄に驕奢の念を生じてその恩おんに戻ることなかれと。

なお『小野市史』(二〇〇三)第四章「くらしと文化」第一節「藩の教育と教化」3「『六諭衍義大意』による教化」にも、小野藩が近藤家献上の刻本を地方官吏に頒布し、藩校教頭の野々口正武に村を巡回して教諭させたことを述べている。¹¹

(4) 明倫館本『六諭衍義大意』

諸国の藩主もこの書による教化に注目し、出版に努めた。たとえば山口の藩校明倫館では、弘化四年(一八四七)、藩主毛利敬親(一八三七—一八六九)が百姓を教化するため本書を出版した。明倫館祭酒の山県禎(一七八一—一八六六)は「重刻六諭衍義大意題辞」に本書を次のように評価している。

此書之行益広及荒陬遐境、可以家伝而戸誦、其於助教化所補亦非小矣。吾公自襲封以来、宵衣旰食、厲精政治。振紀綱而崇教化、……以此書之於民俗、尤切於教諭也、欲先施諸封内、以使郷閭長民者徧勸諭冥愚焉。因刊之於國中、以資於頒布。(本書は邦語訳によつてますます広く辺鄙な地域にまで普及し、どの家庭

でも読誦することとなり、教化を補う役割も小さくない。わが君は家督を継がれて以来、宵衣旰食して政治に精勵し、紀綱を振るつて教化を尊んで来られ、……本書が風紀において、尤も教諭に効果があることから、先ず領内に施して、郷閭の長老にあまねく冥愚な者を勸諭させ、国中に刊行して、頒布に役立てようとした。)

(5) 明治の教科書

『六諭衍義』は近代まで伝承された。明治四年(一八七一)には、政府が文部省を設立し、明年には学制を制定し、それにもなつて、『勸孝邇言』¹²、『修身要訣』¹³、『小学修身訓』¹⁴、『小学修身書初等科之部』¹⁵、『小学修身書中等科之部』¹⁶、『高等小学修身訓生徒用』¹⁷、『修身女訓』¹⁸等の修身科教科書が編纂された。これらの教科書も同様に『六諭衍義大意』の影響を受けていた。

『勸孝邇言』(一八七三)は、熊本宇土の上羽勝衛(一八四三—一九一六)によつて編纂された。『六諭衍義大意』の「孝順父母」部分を抄出する。¹⁹纂者の序に、

夫孝者、百行之本也。本不固、未必不繁。故幼童之教、必以此為先、所以固本也。是書分為上下二篇。上抄室氏『六諭大意』以示孝道之梗概、下録古人之善行以實之。雖僅々小冊子、培養幼童之良知、未必無小補也。(それ孝とは、百行の本なり。もと固か

らざれば、いまだ必しも繁らず。故に幼童の教えば、必ず此を以て先と為す。所以にもとを固するなり。この書は分ちて上下二篇と為す。上は室氏の『六論大意』を抄して以て孝道の梗概を示す。下は古人の善行を録して以てこれを実す。僅々たる小冊子なりと雖も、幼童の良知を培養するには、いまだ必ずしも小補なからざるなり。

そして下篇には松平好房まつだいらよしむね（一六四九—一六六九）、丈部路はせつかべのみちの祖父麻呂おおじまろ（七〇九—？）、樵夫清七きこり、僧某くまわかまる、阿新丸あしんまる（日野邦光の幼名。一三二〇—一三六三）、福依売ふくよめ（以上は日本）、曾參、江革、朱寿昌（以上は中国）の孝心故事を掲載している。

『修身要訣』（二八七四）は、山口県出身の石村貞一が編纂した。『六論衍義大意』ではなく、『六論衍義』を解説したものである。上下二巻、十項目二百二十章。その第一条「父母ニ孝順スベキ事ヲ述ブ」の第一章は、以下のごとくである。

第一 人ノ世ニ在ル。貴賤賢愚ヲ論ゼズ。ミナ父母ノ生育ヲ受ケザルモノナシ。然ルニ孝順ノ人ハ少ナク孝順ナラザルモノ多キハ。人ノ性資ニ孝順ノ良心ナキニハアラズ。只コレヲ毀損スルコト久シクシテ。固有ノ良心ヲ孝順ノ行ヒニ顕ス事能ハザルハ。猶人ノ夢中ニ在テ呼ビ醒スモノナキガ如シ。

なお本書では、六論に関する項目のほかに、第四「慢偽妬疑ノ心ヲ懐クベカラザルヲ弁ズ」、第五「子孫ヲ愛スル道ヲ知ラザルモノ反テコレヲ害スルヲ云フ」、第九「品行正キハ真正ノ君子ナル事ヲ論ズ」、第十一「人ノ言行ト将来ト必ず相関係スル事ヲ述ブ」という、一般的な徳性の重要性に関する項目を加えて、十項目としている。

『孝行のさとし』（一八七五）は、「明治八年文部省交付」印があり、修身科の読本として用いられていたようである。『六論衍義大意』から「孝順父母」部分を抄出し、漢字と片仮名で表記したものであった。²⁰一八八二年には、その挿絵本『絵入孝行のさとし』が青森県で出版された。²¹

『小学修身訓』（二八八〇）は、文部省編書課長であった西村茂樹（一八二八—一九〇二）の選録。上下二巻。巻上では、第一「学問」、第二「生業」、第三「立志」、第四「修徳」、巻下では、第五「養智」、第六「処事」、第七「家倫」、第八「交際」を論じており、その「生業」「家倫」「交際」の項において、それぞれ『六論衍義大意』の「各安生理」「和睦郷里」「孝順父母」をそのまま引用している。

『小学修身書初等科之部』五巻（二八八三）は、冒頭の「教師須知八則」の第一則に、「此書は。古人の名言を輯録したるものなれば。小学童生をして。常に之を暗誦せしめ。以て徳性を養ふの資となす

べし」と述べるように、『大和俗訓』²²、『六論衍義大意』、『大和中庸』²³、『大和小学』²⁴、『日新館童子訓』²⁵、『和語陰陽録』²⁶など教訓書から引用しており、『六論衍義大意』については、卷一第一章および卷四第一章に「孝順父母」を、第七章に「各安生理」を引用している。

『小学修身書中等科之部』六卷（一八八四）は、卷三第五章に「和睦郷里」を引用する。

『高等小学修身訓生徒用』松謙澄編纂。東京：明治十六年。卷一第一「孝行」に「孝順父母」を引用する。

『修身女訓』末松謙澄編纂。東京：八尾書店、明治二十六年。「緒言」に、「高等小学女生徒用」と言い、卷一第一「孝行」に「孝順父母」を引用する。

(6) 『六論衍義鈔』

鈴木重義編。明治十三年（一八八〇）刊。²⁷巻頭に蠡城范鉉の「原序」を載せる。編者の「凡例」には、初学者のために編纂したこと、を明記し、中にわかりにくい中国の俗語があり、荻生徂徠の訓点でもそれが解消できていないため、さらに通訳に依頼して解釈したと、第五条「各安生理」と第六条「勿作非為」の内容が重複するた

め第六条を削除したこと、中国の故事と律例が日本の現状と合わないため省略したことなどを説明している。

- 一 今原書二就キ、方今ノ時世ニ適切ナル者ヲ抄シ、以テ初学ノ誦読ニ便ス
- 一 原本、彼土ノ俚言ヲ用フ、故ニ物氏（荻生徂徠）ノ傍訓アレドモ、尚明白ヲ欠ク者アリ、今清国欽差大臣随員沈梅史ニ就テ之ヲ質シ、俚語ニ換ルニ雅言ヲ以テス
- 一 但「勿作非為」ノ一条ハ、前文ノ意ヲ反覆スルニ過ギズ、故ニ芟削ニ従フ
- 一 原本、故事律例ヲ附載ス、但載スル所ノ故事、或ハ過激ニ渉ル者アリ、律例ハ方今ノ用ル所ニ異ナリ、故ニ皆之ヲ刪ル。

なお児童にとっては難解な字句があったため、羽山尚徳によって『六論衍義鈔字引』（一八八二）が編纂された。²⁸編者の自序は、以下のごとくである。

鈴木重義氏、著六論衍義鈔也。人以為拱壁、家誦戸誦。然兒童往往苦於字句難解、余因作為此篇。是亦推砥牘之意耳。（鈴木重義氏は、『六論衍義鈔』を著した。人は拱壁と認め、家々で誦読されている。しかし児童は往々にして字句の難解に苦しん

でいる。余はよつて此の書を編纂した。これも我が子を愛する
気持ちの表れである。

(7) 『六論衍義大意讀本』

山本喜兵衛和解。明治十五年（一八八二）藤澤南岳（名は恒。一
八四二—一九四〇）序。同年赤志忠七刊。本書は修身科用の讀本
として編纂された。序文には和文による民衆教化の効用を評価して
いる。

此書国字訳之、使里巷之人能讀之、其恵大矣。（此の書は国字
で訳して、里巷の人も読むことができ、その恩恵は大きい。）

前述のように、『六論衍義大意』では、

其律例は我邦の法に異同ありて、用捨なくしては行ひがたし。
其事跡はいにしへの物語にして、さして緊要にもあらず。さ
れば此二つの物は、並に本書にゆづりて、爰に除きたるなり。

と述べて、律例と事跡を削除したが、本書の凡例には、律例や詩句
は不要であるが、古人の事跡を学ぶことは初学者には不可欠だと主
張し、『六論衍義』所載の古人の事跡を掲載している。

一 原本每篇ノ末ニ。律例亦古人ノ事跡ヲ附載セリ。其律例ハ
日清ノ法異同アリ。用捨セザレバ行ヒ難シ。亦詩句ノ如キモ。
暫ク本書ニ譲リテ爰ニ除去ス。其事跡ノ如キハ方今初学ニ緊要
ナレバ除ク可ラズ。故ニ古ヘヨリ誉アル。忠孝節操ノ人々ノ略
伝ヲ著シ。其善報惡酬。天命ノ確然タルヲ演テ。小学授業修身
ニ。此『六論衍義』ヲ『大意』ヲ。暗記セシメンコトヲ庶幾ス
ルナリ。

編者は当時、『六論衍義大意』に対する世俗の関心が薄れていた
ことを慨嘆し、凡例に、

今世俗『六論』ノ書目スラ知ル者甚ダ稀少ナリ。実ニ嘆ズ可キ
コトナラスヤ。故ニ今度允准ヲ得テ。此『六論衍義大意』ヲ校
正シ。版刻シテ世ニ弘ムルモノナリ。

と出版に至った経緯を記している。

なお本書は、原書にはない注記を挿入して、現代の世情も説明し
ている。たとえば、「和睦郷里」の冒頭には、世界各国との付き合
いも郷里の付き合いと同様であることを述べる。

郷里トハ一村。亦ハ市中一町内ノ附合ナリ。殊ニ方今各国ノ親
交モ弘クナリ、実ニ天涯比隣ノ如シ。

また、「教訓子孫」では、子供の教育は世界各国が重視するところだと書き添えている。

凡何国ニテモ。子孫ノ教育ヲ重シトス。……其教訓ノ法ハ、幼稚ノ時ヨリ。マツ学校へ通ハセ。其教ヘヲ受クルコト第一ナリ。

(8) 『改正六諭衍義大意』

長崎県師範学校校正、松本屯翻刻。明治十五年刊。活字本。³⁰冒頭の弁言に、本書の内容も時世の変化に合わせて変更する必要があつたと述べる。

室直清『六諭衍義大意』ノ世ニ益アルハ、人ノ皆知ル所ナリ。然レドモ時勢ノ変、復タ今日ニ益ナキモノナキニ非ズ。是本校之ヲ改正スル所以ナリ。

その改正点の一是、「孝順父母」条で、「最愛の妻子たりといふとも。妻子は失て又得べし。ただ一たび失てふたたび得べからざる物は。父母なり」云々の一文を削除したことである。これは女性蔑視の観点を除外したためだと考えられる。

その二は、「教訓子孫」条で、学問を重視し、「先幼稚ノ時ヨリ学校ニ入レ、普通ノ学科ヲ学バシムルハ、是天賦ノ知識ヲ磨キ、一生ノ産業ヲ営ムコトヲ知ルノ基ナレバ、何ノ業ヲ問ハズ、之ヲ勉メシ

ムベキハ勿論ナリ」一文を挿入し、女子の教育を重視して、「幼時ヨリ学校ニ入レ、学問ノ徳ニ依ラシムレバ、自然ニ行義正シク見聞ニ富ミ、……」一文を挿入している。

その三は、「各安生理」条を「勉励産業」というわかりやすい条目に改称し、仕事を「士農工商四民」という古い呼称に分かたず、「素ヨリ人ハ旧キ仕来ノ事ニノミ泥ミテ、新ニ發明スル所ナキハ大ニ忌ム可キ事ナル故、能ク時勢ノ変換ヲ察シ、己ガ才ノ長ケタル所ヲ以テ、産業ヲ営ムベキハ勿論ナリ」という一句を挿入している。

このほか、各条末尾の教訓歌を省略している。

(9) 『現代版六諭衍義大意』

現代に至って、程順則の故郷である沖縄県では、久米崇聖会³¹によって『六諭衍義翻訳本』(二二〇〇二)³²が編纂された。その解説には、「現代に通用する考えや通用しないものなど様々である。」「私たちの倫理規範も大なり小なり『六諭』の提示した倫理観に影響を受けているはずであり、批判も含めて、読んでみる価値は十分あるといえよう。」と批判的な受容を奨励している。

久米崇聖会はまた漫画形式の『小中学生のための現代版六諭衍義大意』(二二〇〇四)³³を編纂しているが、その『六諭衍義』のことにも、批判的に継承することを表明している。

『六諭衍義』には、女性を差別した考え方や両親や目上の者の

命令であれば、例え悪いことであっても従わなければならない

など、今日では到底受け入れられないことも述べられています。そこで、この本では、……今を生きる私たちに、未来を担う子ども達にとっても変わることなく求められる考え方を選び出し、アレンジしてそれぞれのマンガのストーリーを構成しています。

漫画の主人公は、小学生の比嘉順平、金城茜、および彼らの家族、同級生、教師である。「孝順父母」は、比嘉順平が日ごろ母親の言葉を嫌っていたが、母親が病気で倒れて初めて、その思いやりに気が付く。「尊敬長上」は、金城茜が英語の授業時間に教師がえこひいきをしていると誤解するが、父親の話を聞いて、教師が自分を励ましていたことに気が付く。「和睦郷里」は、関西方言を話す新入生の山本健太を同級生がいじめて、その靴をゴミ箱に捨てるが、順平は自分の故郷が沖縄ではなく石川県であることを知って、神戸の小学生との交流を提案する。「教訓子弟」は、金城茜が同級生に母親の小言が厭だと言うが、自分が娘に小言をいう夢を見て、母性愛の重要さに気が付く。「各安生理」は、順平が姉の高校受験勉強を見て、自分がサッカーの代表選手になれないのではないかと心配するが、神戸の小学校との交流企画が実現して自信を取り戻す。「勿作非為」は、金城茜は同級生が喧嘩をするのを見て、バレーボール大会を開いて仲直りしようと提案する。

五 結び

『六論』の言葉は、もともと簡単に覚えやすい四言六句（或七言十六句）であったが、後にさらにわかりやすくするために、白話あるいは方言による講解が行われ、それに律例と因果故事を添えて、律例によって王法の存在を、因果故事によって天報の存在を知らしめた。それが『六論衍義』である。そのテキストは中国で逸失してしまったが、琉球国を通じて日本に伝わり、江戸幕府はこれを民衆啓蒙に用いるため、まず訓点を付して白話文を解読し、その後大意を翻訳させ、『六論衍義大意』と称した。かくて幕府の推奨によって、本書は江戸および地方の藩国に普及し、地方によって多種の版本や抄本が出現した。その中で最も特色がある版本が、京都で編集された『官許首書絵入六論衍義大意』三巻である。その中下二巻には、日本の有徳の人物の故事を掲載している。近代以後、『六論衍義』は文部省修身科教科書となったが、時代のニーズに合わせて、内容を改変していった。現代に至ると、このテキストを取り上げている地方は沖縄県だけとなり、漫画故事形式で子供を教育している。

【図1】小野藩編『官許首書絵入六諭衍義大意』

鶴龜池碑記

林輝撰

小野同族

播磨國加東郡市場村有公田若干畝地勢爽塹靡由灌溉常仰可澤
 己村長有近藤知榮字龜藏者甚憂之適見隣鄉山田地尤高而有
 之幸得泉則由地之利順水之性其功必易成也然以地係小野庶采
 鑿以成二大沼泉得泉脈瀦之而出瀾之而益強而成渠灌之諸村民
 白鶴翩然而下衆以為瑞因稱曰鶴池其一曰龜池土人或又稱龜藏
 癸未六月爾來旱而不涸潦而不溢民心以獲安者二十年於比矣知
 性有焉此池在私邑而溉公田足為徵庶可其意而索記於余之
 家謀者最可稱焉哉特恐化瘠土謂盡力公田而嘉惠衆民者知榮之
 民之力作不惜者在於知榮之為孫裔者能繼承與否也已姑記此以
 天保十四年歲次癸卯夏六月

近江守致仕一初直敬書
 於彼蒼會遭亢旱則束手待枯槁而
 窪然自作池位者因謂就其地而鑿
 邑乃請之治侯得允於是黎庶蟻集
 始慰望雲之心當其下犁之曰倘有
 池充知榮之字云其竣功在乎文政
 榮又謂其之辛水利以致訟獄者往
 甚於早魁耶及今而無記則後世不
 志固懿矣而侯之翊成其功永為官
 者是則可慮也然則池之疏浚益勸
 諗後者

注

- 1 沖繩県立図書館蔵。昭和五十五年影印。
- 2 沖繩県立図書館蔵。
- 3 明治三年（一八七〇）、進徳社蔵梓、江州高宮北川錦雲堂刊。
- 4 沖繩県立図書館蔵。活字本。封面「安政四年丁巳 不許売買／六諭衍義大意／奥州白石 静情堂蔵」。安政四年（一八五七）初版、明治四十五年（一九一二）再版。
- 5 沖繩県立図書館蔵。封面「雒陽 綱錦齋中村平吾三近子編述／六諭衍義小意 平仮名全部三冊／日東 書亭 西村載文堂」。
- 6 広島大学所蔵。石川松太郎監修『往来物体系』36（東京大空社、一九九三）所収。
- 7 井上久雄「六諭衍義大意異本の研究―芸州版教訓道しるべと武州版六教解」（広島修大論集二九一、一九八八）参考。
- 8 東京都立図書館蔵（中山久四郎舊蔵）。

- 9 東京友善社藏板。須原屋茂兵衛等、明治刊。国立国会図書館蔵。
- 10 活字本。山口県立山口図書館蔵。内容は寛政本に同じ。
- 11 以上の資料は小野市立好古館（歴史博物館）から二〇一一年五月に提供された。
- 12 見返し「上羽勝衛纂／勸孝邇言 完／明治七年夏七月 大観堂蔵版」。明治六年三月纂者序。奥付「明治十二年十二月八日翻刻御届、同年十二月十一日出版／翻刻人 神田区紺屋町老丁目吉番地 東京府平民 田中栄次郎」。国立国会図書館蔵。『日本教科書体系』近代編第二卷修身（一）（講談社、一九六四）收。
- 13 見返し「南摩綱紀閔・石村貞一著／修身要訣／京撰書屋合梓」。奥付「明治十四年二月廿四日版權免許・同六月出版、著者兼出版人 山口県平民石村貞一」。国立国会図書館蔵。
- 14 見返し「明治十三年四月／翻刻小学修身訓／文部省編輯局印行」。国立国会図書館蔵。
- 15 見返し「明治十六年六月印行 初等科／小学修身書／文部省編輯局」。奥付「明治十六年五月十一日出版版權所有届、文部省編輯局蔵板」。東京学芸大学蔵。
- 16 文部省編輯局蔵版、明治十六年。
- 17 松謙澄編纂。東京・明治十六年。
- 18 末松謙澄編纂。東京・八尾書店、明治二十六年。
- 19 堀浩太郎「上羽勝衛的教育編纂について」（熊本大学教育実践研究、二十一号、八九一九四頁、二〇〇四年二月）参照。
- 20 『孝行のさとし』。岡崎左喜介抄出。活字本。国立国会図書館蔵。
- 21 弘前秋元源吾、明治十五年（一八八二）刊。活字本。封面「室鳩巢著『六諭衍義大意』抜書／絵入孝行のさとし／弘前書肆秋元源吾出版」。国立国会図書館蔵。
- 22 貝原益軒著。八卷。宝永五年（一七〇八）刊。婦女子を対象とした教訓書。「益軒十訓」「家訓」「君子訓」「大和俗訓」「楽訓」「和俗童子訓」「五常訓」「家道訓」「養生訓」「文武訓」「初学訓」の一。
- 23 関玄隆著。十卷。寛文七年（一六六七）跋。
- 24 山崎闇斎著。「立教」「明倫」「敬身」三章から成る。万治元年（一六五八）。市来津由彦「山崎闇斎『大和小学』考―中国新儒教の日本の展開管見」（東北大学大学院国際文化研究科論集創刊号、二五二―二三二頁、一九九三年三月）参照。
- 25 第五代会津藩主松平容頌（かたのぶ）（一七四四―一八〇五）著。享和三年序。昭和十九年六月、福島県教育会活字印刷。国立国会図書館蔵。
- 26 見返し「明袁了凡著・日本 訳／和語陰陽録全／此編は大明袁了凡と云人其子天啓へ教訓の物語にして老若男女悪を退けて善にすすましむる書也。能信じ行へば災害をまぬかれ寿福を得る事はかるべからず」。和語陰陽録序（安永丙申春三月南越角鹿乾重益謹叙）、奥付「安永六年西四月、浪華荒木佐兵衛等」。東京学芸大学蔵。
- 27 見返し「亀谷省軒校閲・鈴木重義編／六諭衍義抄／東京光風社」。

- 奥付「明治十三年七月十日版權免許・同年八月廿八日出版／編者東京府士族鈴木重義・出版人同亀谷竹二」。山口県立図書館蔵。
- 28 見返し「亀谷省軒閣・羽山尚徳編／六論衍義鈔字引／明治十五年一月出版 光風社」。奥付「明治十四年十一月十二日版權免許・同十五年一月十六日出版／編者埼玉県士族羽山尚徳・出版人東京府士族亀谷竹二」。国立国会図書館蔵。
- 29 見返し「藤澤南岳閣・山本喜兵衛和解／六論衍義大意読本／明治十五年三月出版 赤志忠雅堂蔵」。奥付「明治十五年四月一日出版御届・同年同月出版／和解人大阪府平民山本喜兵衛・出版人大阪府平民赤志忠七」。国立国会図書館蔵。
- 30 見返し「故室直清原著・長崎県師範学校改正／改正六論衍義大意全／長崎県師範学校蔵版」。奥付「明治十五年八月十五日翻刻 届済、同年九月出版。原版長崎県師範学校。
- 31 中国から琉球に渡来した久米三十六姓の末裔が久米至聖廟、天尊廟、天妃宮、明倫堂を組織的に管理運営するため一九一四年に設立した。一般社団法人。
- 32 那覇、二〇〇二年。田名真之監修。
- 33 那覇、二〇〇四年。真喜名朝飛、新里堅進漫畫。翻譯同『六論衍義大意翻譯本』。附程順則年譜。古塚達朗監修。宮城一春脚本。前山田任解説。